

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

「介護職員特定処遇改善」につきまして、当法人におきましても加算を算定しております。  
当該加算を算定するにあたり

- A 現行処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みにおいて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という条件を満たしている必要があります。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

### 処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)について

区分	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取り組み	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	年齢、資格の有無を問わず、未経験者の採用も行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	半日有給制度を設けている。シフトの調整を行っている。
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎朝礼時に、当日に出勤している従業員全員が集合しての「全体ミーティング」を行っている。その際に、日常業務中での実体験に基づく「現場からの改善点や工夫の提案」「ヒヤリハットの報告と情報共有」「利用者に関する細かな気づき点」を話し合いトラブルの未然防止や支援クオリティの向上を行っている。